

海福収第18号

令和8年1月21日

社会福祉法人 海老名市社会福祉協議会

会長 前田 洋子 様

海老名市長 内野 優



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和8年1月22日 から 令和13年1月21日 まで